

東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (事務) 第19条 短期留学プログラムに関する事務は、<u>学務部国際交流課</u> において処理する。</p>	<p>本則 (事務) 第19条 短期留学プログラムに関する事務は、<u>学務課国際交流室</u> において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。